様式第2号（第8条関係）

宇美町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宇美町長　㊞

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付することとしたので、宇美町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付決定番号 |  |
| ２　交付決定額 | 円 |
| ３　補助対象工事 | □　全部撤去  □　一部撤去 |

交付条件

　　①本事業の実施にあたっては、宇美町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

　　②補助事業が事業実施年度の２月末日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場

合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

　　③事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

④事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを１．２ｍ以下とすること。

⑤事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内に行わないこと。